

長岡市の障害者福祉の状況について(令和5年度)

■身体障害者手帳所持者数

R6.3.31現在 (人)

等級	～17歳	18～64歳	65歳～	計
1	69	707	2,076	2,852
2	17	369	899	1,285
3	16	299	1,296	1,611
4	17	338	1,591	1,946
5	6	147	355	508
6	12	111	547	670
計	137	1,971	6,764	8,872

■療育手帳所持者数

R6.3.31現在 (人)

等級	～17歳	18～64歳	65歳～	計
重度(A)	174	592	141	907
中・軽度(B)	270	1,157	156	1,583
計	444	1,749	297	2,490

■精神障害者保健福祉手帳所持者数

R6.3.31現在 (人)

等級	～17歳	18～64歳	65歳～	計
1	1	65	69	135
2	76	1,788	351	2,215
3	2	231	26	259
計	79	2,084	446	2,609

■自立支援医療(精神)受給者数

R6.3.31現在 (人)

受給者数	4,386
------	-------

■障害サービス別利用者数

(延利用人数)

サービス区分	R5年度
居宅介護	2,713
重度訪問介護	74
同行援護	478
行動援護	70
短期入所	1,633
施設入所支援	3,538
生活介護	7,194
療養介護	945
自立訓練(機能訓練)	74
自立訓練(生活訓練)	233
宿泊型自立訓練	157
就労移行支援	911
就労継続支援A型	1,248
就労継続支援B型	8,642
共同生活援助	3,917
就労定着支援	699
計	32,526

■計画相談支援・障害児相談支援等

R6.3.31現在

※委託相談はR5年度年間実績

相談支援事業所別 (件)

事業所	計画相談	障害児相談	委託相談
ふかさわ	480	39	1,875
あさひ	507	26	2,172
越路ハイム	181	-	1,437
サンスマイル	-	-	3,105
さんわ	185	10	-
とちお	111	16	392
長岡療育園	207	191	-
クオリード	64	-	-
ピュアはーと	34	63	-
柿が丘学園	0	61	-
銀河	21	76	-
あすなろ	4	147	-
ふあーれ	47	-	-
わしま	15	-	-
すまいる	0	35	-
市外事業所	163	2	-
計	2,019	666	8,981

※障害サービス利用者でケアプラン対象者は除く。

■成年後見制度

(件)

区分	R5年度
市長申立	0
報酬等助成	30

■障害者虐待(R6.4.19現在)

1 通報件数 (実件数)

	R5年度
通報件数	64
虐待と認められた数	17

2 虐待として関わった
ケースの内訳

①虐待の種類(複数回答)

	R5年度
身体的虐待	12
性的虐待	1
心理的虐待	4
放棄・放置	1
経済的虐待	1
合計	19

②障害種別(複数回答)

	R5年度
身体障害	2
知的障害	8
精神障害	8
その他の障害	0
不明	0
合計	18

③虐待者別(複数回答)

	R5年度
養護者	15
施設従事者	2
使用者	0
合計	17

令和5年度 障害者基幹相談支援センターの相談対応実績

1 相談件数

相談対象者数（新規受付分のみ）			相談延べ回数（継続者含む）		
R 5年度	R 4年度	増 減	R 5年度	R 4年度	増 減
227 人	158 人	69 人	1,999 回	1,965 回	34 回

2 相談対象者の年齢階層別内訳

	相談対象者数（新規受付分のみ）			相談延べ回数（継続者含む）		
	R 5年度	R 4年度	増 減	R 5年度	R 4年度	増 減
就 学 前	3 人	0 人	3 人	3 回	0 回	3 回
小 学 生	3 人	4 人	△1 人	38 回	18 回	20 回
中 学 生	2 人	2 人	0 人	8 回	4 回	4 回
高 校 生 等	5 人	9 人	△4 人	52 回	32 回	20 回
19才～64才	203 人	129 人	74 人	1,838 回	1,884 回	△46 回
65 才 ～	6 人	12 人	△6 人	26 回	18 回	8 回
不 明	5 人	2 人	3 人	34 回	9 回	25 回

3 相談対象者の地域別内訳

	相談対象者数（新規受付分のみ）			相談延べ回数（継続者含む）		
	R 5年度	R 4年度	増 減	R 5年度	R 4年度	増 減
旧 長 岡	164 人	109 人	55 人	1,659 回	1,781 回	△122 回
中 之 島	7 人	5 人	2 人	26 回	20 回	6 回
越 路	12 人	4 人	8 人	68 回	55 回	13 回
三 島	1 人	2 人	△1 人	7 回	16 回	△9 回
山 古 志	0 人	0 人	0 人	0 回	0 回	0 回
小 国	1 人	2 人	△1 人	5 回	3 回	2 回
和 島	2 人	3 人	△1 人	2 回	3 回	△1 回
寺 泊	1 人	2 人	△1 人	12 回	8 回	4 回
栃 尾	5 人	5 人	0 人	21 回	7 回	14 回
与 板	3 人	3 人	0 人	36 回	15 回	21 回
川 口	2 人	1 人	1 人	12 回	6 回	6 回
市 外	13 人	14 人	△1 人	51 回	40 回	11 回
不明・不定	16 人	8 人	8 人	100 回	11 回	89 回

4 相談対象者の障害種別内訳（主たる障害）

	相談対象者数（新規受付分のみ）			相談延べ回数（継続者含む）		
	R 5年度	R 4年度	増 減	R 5年度	R 4年度	増 減
身体障害	15人	19人	△4人	238回	268回	△30回
知的障害	61人	40人	21人	571回	477回	94回
精神障害	99人	63人	36人	773回	922回	△149回
発達障害	15人	11人	4人	77回	156回	△79回
高次脳機能障害	1人	0人	1人	1回	0回	1回
難病	0人	1人	△1人	2回	14回	△12回
その他（不明等）	36人	24人	12人	337回	128回	209回

5 相談の相手方別内訳

	相談延べ回数（継続者含む）		
	R 5年度	R 4年度	増 減
警察	42回	118回	△76回
県・市町村・保健所	303回	348回	△45回
相談支援事業所	398回	405回	△7回
本人・家族等	744回	603回	141回
医療・介護機関	154回	148回	6回
サービス提供事業所	181回	148回	33回
学校・児童相談所	7回	19回	△12回
その他	170回	176回	△6回

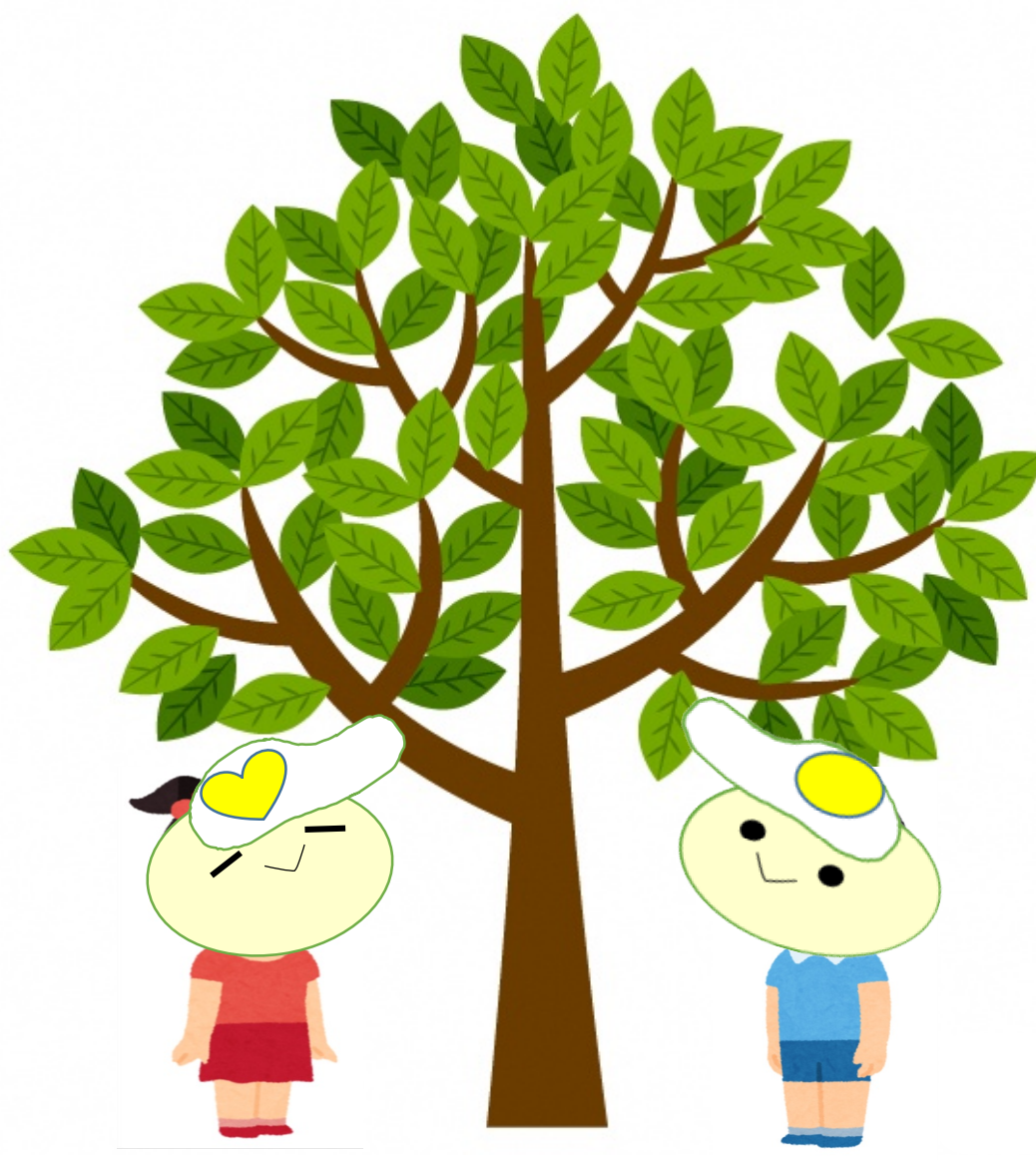
6 対応方法

	対応方法（延べ）		
	R 5年度	R 4年度	増 減
電話	1,370回	1,304回	66回
訪問	260回	240回	20回
来所	201回	279回	△78回
ケア会議	59回	84回	△25回
その他	109回	58回	51回

7 主な相談内容（重複あり）

	項目割合	
	R 5年度	R 4年度
権利擁護に関する支援	34.9%	16.4%
家族関係・人間関係に関する支援	17.0%	11.3%
支援体制	12.6%	19.0%
福祉サービスの利用等に関する支援	9.3%	9.9%
不安の解消・情緒の安定	6.8%	7.7%

長岡市障害者自立支援協議会 運営の手引き



令和6年4月

長岡市福祉課 障害者基幹相談支援センター

はじめに

長岡市では、『障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律』の規定に基づき、障害のある人もない人も安心して暮らせる地域づくりを目指し、長岡市の状況に応じた障害福祉のシステムづくりなどについて協議する場として、長岡市障害者自立支援協議会を設置しています。

協議会は、単にどこかに対して要求し、それをどこかだけが受け止めるというのではなく、地域の関係者が同じテーブルで一緒に考え、動いていくことが設立の目的です。具体的には、当事者やその家族への相談支援など、日頃から支援している人たちが直面している地域課題を協議会として取り上げ、関係者がそれぞれの立場で知恵を出し合うことが重要です。また、関係者がどのような活動をしているのか、どのような社会資源を持っているのかなど、情報を共有することも大切な機能です。

この手引きは、協議会の機能や運営の方法など、共通で認識しておくべき内容について整理するものです。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（抜粋）

（協議会の設置）

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

1 全体会

障害のある人が地域で生活していく上で、地域の関係者のネットワークにより情報の共有や協働をすることは非常に重要です。全体会は、地域の障害者団体や関係機関などにより構成し、運営会議で議論された方向性などを確認するほか、障害者等への支援体制に関する情報・課題を共有していくことを目的として開催します。

○ 役割

- ・ 関係者による委員で構成
- ・ 運営会議で議論された方向性などを確認
- ・ 障害者等への支援体制に関する情報・課題を各所属内で共有

○ 構成員

- ・ 障害当事者
- ・ 障害当事者の家族（家族会）
- ・ 商工会議所
- ・ 障害者就業・生活支援センター
- ・ 公共職業安定所
- ・ 特別支援学校
- ・ 障害福祉サービス提供事業所
- ・ 障害者支援施設（入所施設）
- ・ 重症心身障害児施設
- ・ 保健・医療機関
- ・ 民生委員児童委員協議会
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 地域振興局健康福祉環境部（地域福祉課・地域保健課）
- ・ 児童相談所 など

※ 原則として、各機関等の中で情報を共有でき、現場の状況も把握している責任者が参画する。

○ 事務局

障害者基幹相談支援センター、福祉課

○ 会議の開催

年3回程度

2 運営会議

協議会全体の調整と運営管理を行う場、つまり協議会の核となる会議です。専門部会や関係機関の会議、長岡市などから提案される地域課題を広い視点で協議し、どのように取り扱うのかを決定するほか、部会設置の協議と提案、ワーキング移行又は設置の判断、検討状況の進捗管理を行います。全ての地域課題を一挙に検討することは困難であるため、部会等から優先して解決に取り組むべき課題として提起される地域課題を把握し、解決に向けた方向性や取組等を決定します。

また、協議会全体のあり方を常に検討し、運営体制を改善していくことも重要な役割です。

○ 役割

<地域課題の取扱いに関すること>

- ・ 専門部会や関係機関の会議などから提案される地域課題や、福祉課等が把握した課題などを広い視点（鳥の目）で多角的に協議し、協議会としてどのように取り扱うのかを決定
- ・ 地域課題の解決に向けた方向性や取組等の決定
- ・ 提案された地域課題の解決に取り組む機関（ワーキング含む）の選定
- ・ 専門部会での検討事項等について調整
- ・ ワーキングへの移行又は設置の判断とワーキングメンバーの選定
- ・ 専門部会、ワーキング等の達成目標と終了期限の設定
- ・ 課題検討、取組状況の進捗管理
- ・ 地域課題全体の管理及び課題解決（又は一旦の終結）、今後の取組の必要性等の判断

<協議会の運営に関すること>

- ・ 協議会全体の評価とあり方の検討、運営体制の改善

■ 役割を担う上での心得

- ・ 協議会の運営において中核を担うために選ばれたメンバーであることを常に意識すること。
- ・ 地域の前進、当事者の最善を最優先として考え、必要な取組を「できる・できない」で考えるのではなく、今より少しでも良くなるための方法を考えること。

○ 構成員

広い視点で地域課題を多角的に検討し、速やかに効果的な検討体制が組めるよう、地域の状況や関係者（ワーキングメンバーの候補など）を広く把握している者で構成します。

- ・ 協議会会長、副会長
 - ・ 障害者就業・生活支援センター
 - ・ 障害福祉サービス提供事業所
 - ・ 障害者支援施設
 - ・ 保健・医療機関
 - ・ 専門部会代表（専門部会との連携を強化）
 - ・ 子ども家庭センター
 - ・ 委託相談支援事業所
 - ・ 福祉課（課長、課長補佐、障害活動係長、障害支援係長）
 - ・ その他、広い見識を持つと認められる者 など
- ※ 事案に応じて、その都度専門性の高い者の参加も可

○ 事務局

障害者基幹相談支援センター

○ 事務局の役割

- ・ 課題の収集、管理
- ・ 専門部会の新規立ち上げの判断
- ・ ワーキングメンバー候補者の提示
- ・ ワーキングメンバーの依頼
- ・ 専門部会、ワーキング等との連絡調整
- ・ 運営会議の運営に係る庶務

○ 会議の開催

各部会の状況により、必要に応じて開催する（概ね年5回程度）

3 専門部会

障害者等の日々の困り感や課題を把握することは、協議会における課題検討の出発点です。専門部会ではこうした地域課題を抽出し、課題解決の対応策などを検討します。

(1) 専門部会の位置付けと体制について

障害者施策における普遍的な課題で、関係機関のネットワークにより特に継続して取り組んでいく必要のあるテーマについては専門部会を設置します。

【令和5年度からの体制について】

地域課題をより効果的に検討していくため、令和5年度は、下記のとおり設置することとします。

- ・ 相談体制部会
- ・ サービス受け皿検討部会
- ・ 就労部会
- ・ 地域づくり部会

また、上記部会に加え相談体制に係る「委託相談支援会議」、「計画相談支援会議」及び「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議の場」を加えた、4つの部会、2つの会議及び1つの協議の場で構成します。

なお、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム協議の場」は、国の指針により、自立支援協議会の中に位置付け、他の専門部会と同様に全体会議にその活動を報告します。

協議会の体制は地域の状況や社会の変化に伴って柔軟に対応する必要がありますので、固定化するのではなく、状況等に見合ったものに随時見直すこととします。

○ 役割

- ・ 地域診断を行い、地域において生じている課題を分析・抽出し、地域課題として運営会議に提案
- ・ 運営会議と連携した上で取組の方向性を決定し、所管する分野の課題について検討するとともに、課題解決の対応策を提案
- ・ 部会員は必要に応じて啓発活動等を実施
- ・ 地域課題に対して、部会員個々、又は複数の部会員の連携により実施が可能な取組は、必要に応じて部会として活動
- ・ 部会が所管する分野の課題解決に取り組むワーキングについて、検討・取組状況の共有と進捗管理
- ・ 障害福祉計画策定過程における計画内容への提言

【相談体制部会】

- ・ 市内の相談支援体制全般における課題についての検討

【サービス受け皿検討部会】

- ・ 希望する福祉サービスが利用できる体制づくりの検討

【就労部会】

- ・ 就労及び就労定着に向けた検討

【地域づくり部会】

- ・ 地域生活支援拠点機能等についての検討

■ 課題を抽出する上での基本的な考え方

常に大きな課題だけを解決しようとする、取り組むべき具体的な対応策が複雑化し、課題解決の十分な効果が得られなかったり、課題解決までの検討が長期化して一向に成果につながらなかつたりする場合があります。

このような場合、大きな課題を作り出しているたくさんの小さな課題（原因）を掘り下げて抽出し、この小さな課題の解決を積み上げていきます。

現状より少しでも良い状況にできれば取組の成果であるという意識が必要です。

○ 構成員

相談体制部会	サービス受け皿検討部会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉法人 ・ 地域振興局 ・ 福祉課 ・ 子ども家庭センター ・ 障害者基幹相談支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託相談支援事業所 ・ 指定特定・一般相談支援事業所 ・ サービス提供事業所 ・ 福祉課 ・ 障害者基幹相談支援センター
就労部会	地域づくり部会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者就業・生活支援センター ・ 公共職業安定所 ・ 就労移行支援事業所 ・ 就労継続支援事業所（A・B） ・ 就労定着支援事業所 ・ 長岡市商工部（産業支援課等） ・ 福祉課 ・ 障害者基幹相談支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託相談支援事業所 ・ サービス提供事業所 ・ 福祉課 ・ 障害者基幹相談支援センター

※ 事案に応じて、その都度専門性の高い者の参加も可

○ 事務局

長岡市及び市より委託を受けた相談支援事業所

(2) 専門部会とワーキングの関係について

- ・ 専門部会で検討する課題は長期的に継続して取り組んでいく必要があるものとし、早急に解決が必要な課題については、運営会議での調整を経てワーキングやその他の関係機関等で検討することとします。
- ・ 運営会議に提案した地域課題が、課題解決に向けてワーキングで取り組む必要があると判断された場合、その部会はワーキングに移行します。
- ・ ワーキングが活動している間は、原則、部会は開催せず、休止とします。ただし、必要により部会を開催することもできることとします。

4 その他の会議等

行政や関係機関等において実施される会議等を主催する事務局等と連携するなどして、その会議等を実施した中で見えてくる課題のうち、協議会で取り組むべきものが抽出できるような体制づくりを進めていきます。

具体的には、協議会の役割の周知とあわせ、課題等報告書を活用した課題の提出方法を周知し、関係機関や会議等が抱えている課題を把握していきます。

○ 連携を想定する会議等

- ・ 長岡市障害者差別解消支援地域協議会
- ・ 長岡市障害者虐待防止ネットワーク会議
- ・ 施設長連絡会議
- ・ 障害者団体との意見交換会
- ・ 長岡市障害者施策推進協議会
- ・ 長岡市民生委員児童委員協議会
- ・ その他、関係機関等との連絡会議等

5 ワーキング

(1) ワーキングの位置付けと体制について

運営会議において協議会として取り組むこととした地域課題のうち、複数の関係機関が連携した協議が必要であり、個別的で早急に解決が必要な課題については、関係者によるワーキングが課題解決に向けて取り組んでいきます。

ワーキングのメンバーは、検討する内容に係る関係者のみで構成し、運営会議で設定された終了目標に向けてできる限りコンパクトな体制で進めていきます。

なお、ワーキングは個別の地域課題ごとに設置されるため、終了目標の達成をもってワーキングの取組も終了します。ワーキングの結果、運営会議において次の（別の）検討や取組が必要と判断された場合には、改めてワーキングの設置とメンバーの選定を行います。

○ 役割

- ・ 地域課題の解決に向けた具体的・専門的（虫の目）な検討を実施
- ・ 検討の状況・結果を運営会議に報告し、検討の方向性を確認
- ・ 取組結果のモニタリングと、今後の取組方針の検討を実施

○ 構成員

- ・ 検討する地域課題の分野に精通している者（市の実務担当者も含む）
- ※ 事案に応じて、その都度専門性の高い者の参加も可

○ 事務局

長岡市及び市より委託を受けた相談支援事業所

○ 会議の開催

運営会議で設定された終了目標を見据えて、ワーキングで決定

(2) ワーキングと専門部会の関係について

- ・ 部会から移行したワーキングでの取組が終了した後は、部会を再開します。
- ・ 再開した部会は、地域診断を行い、地域において生じている課題を分析・抽出し、地域課題として運営会議に提案していきます。

地域課題解決に向けた各会議の役割

地域課題の解決に向けて関係機関が適切に取組を行っていくためには、協議会の各会議が連動し、それぞれの役割を果たす必要があります。

また、運営会議を中心として、途切れなく円滑に取組を進められるよう調整していきます。

○ 各会議の主な役割

【全体会】

- ・ 運営会議で取り扱われている課題の状況についての確認
- ・ 障害者等への支援体制に関する情報・課題の共有

【運営会議】

- ・ 専門部会等から報告される地域課題の取扱について協議、決定
- ・ 専門部会、ワーキング等での取組状況の進捗管理

【専門部会】

- ・ 地域診断による地域課題の抽出と報告
- ・ 課題解決策の検討と提案

【ワーキング】

- ・ 課題解決に向けた具体的取組の協議
- ・ 具体的取組の実施

地域課題の取組管理・改善方法

地域課題の解決に向けて各会議等がひたすらに協議・取組だけを繰り返しては、取組の結果がどうなったのか、成果が出たのかがわかりません。そのため、P D C Aサイクル（Plan 計画、Do 実行、Check 振り返り、Adjust 調整）で取組管理を実施し、進捗管理だけでなく取組の振り返りも行うことで、取組の評価と改善を行います。P D C Aサイクルは、年間をサイクルの期間に分け、当該期間にそれぞれの活動を行います。（資料 No. 3）

ただし、年度途中から取り組み始めた課題や、年度内に完結しない取組もあります。これらの検討も継続して実施する必要があるため、必ずしも固定のサイクルに一致させるのではなく、運営会議と専門部会が連動し、個別の課題ごとの状況に合ったP D C Aサイクルで取組を実施します。

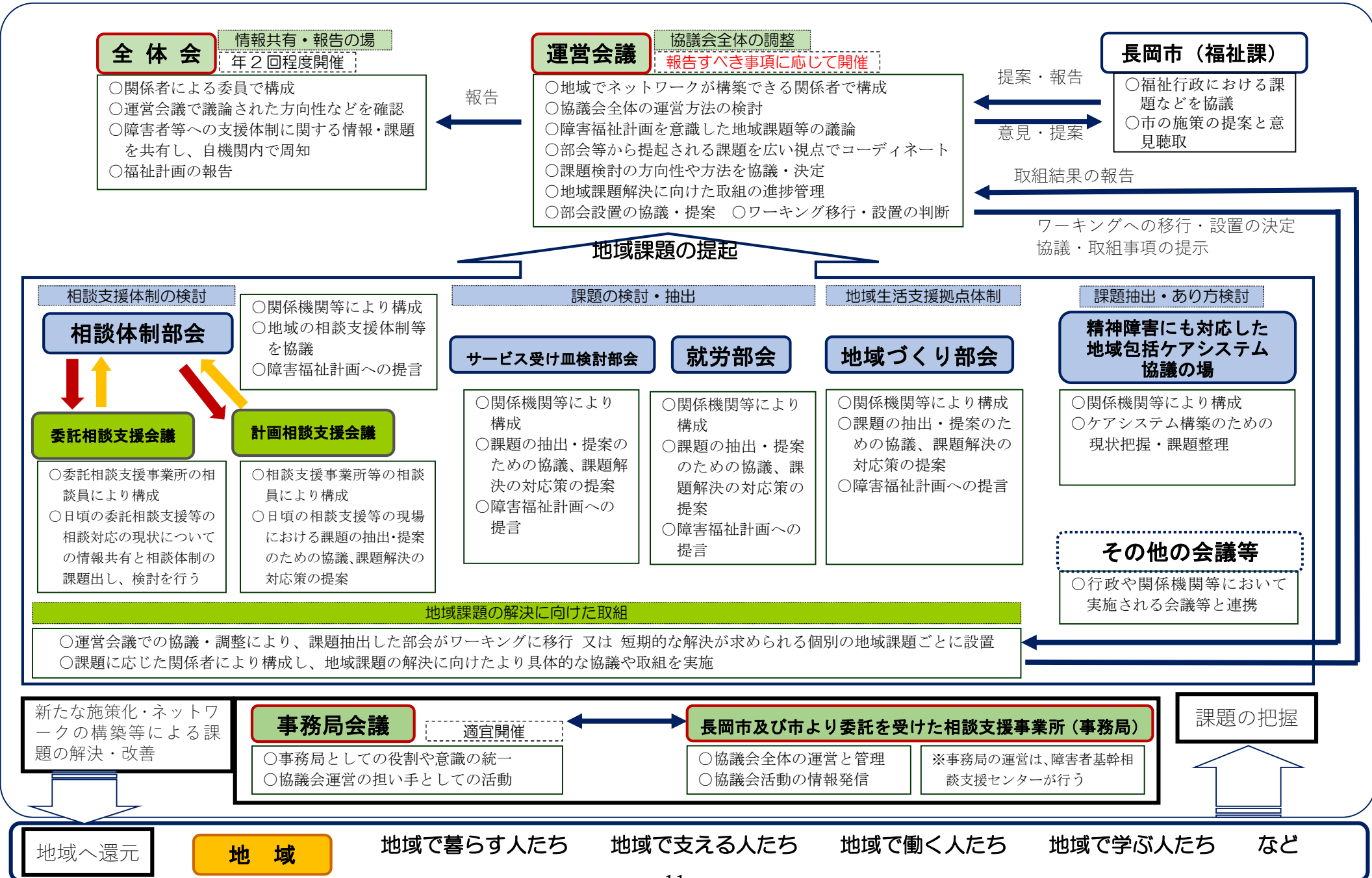
自立支援協議会が有する機能

自立支援協議会には、大きく分けて6つの機能があると考えられています。構成員がこの6つの機能をよく理解し、自立支援協議会をより良いものとするために共通認識と目標を持ち、地域の支援レベルを一つ一つステップアップしていくことが重要です。

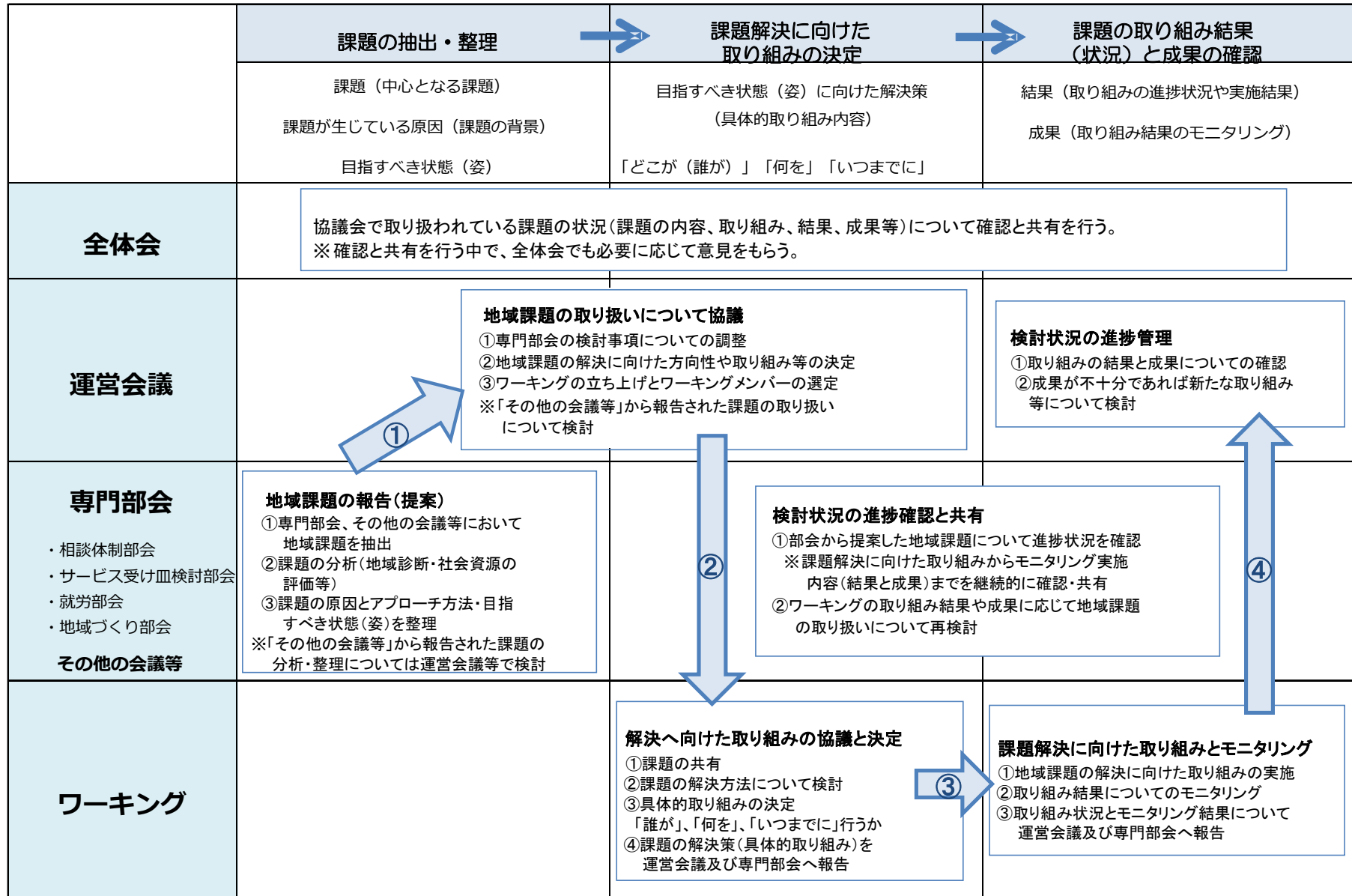
6つの機能は連動しているものもあり、必ずどれか一つの機能に当てはめるのではなく、一つの機能の取り組みが、複数の機能を有する場合もあります。一方で、各部会や地域課題の内容によっては、当てはまらない機能も出てくる点に留意が必要です。

評価機能	中立・公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者の運営評価 サービス利用計画作成費対象者、重度包括支援事業等の評価 市町村相談支援機能強化事業および都道府県相談支援体制整備事業の活用
情報機能	困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信
調整機能	地域の関係機関によるネットワーク構築 困難事例への対応のあり方に対する協議・調整
開発機能	地域の社会資源の開発・改善
教育機能	構成員の資質向上の場として活用
権利擁護機能	権利擁護に関する取り組みを展開する

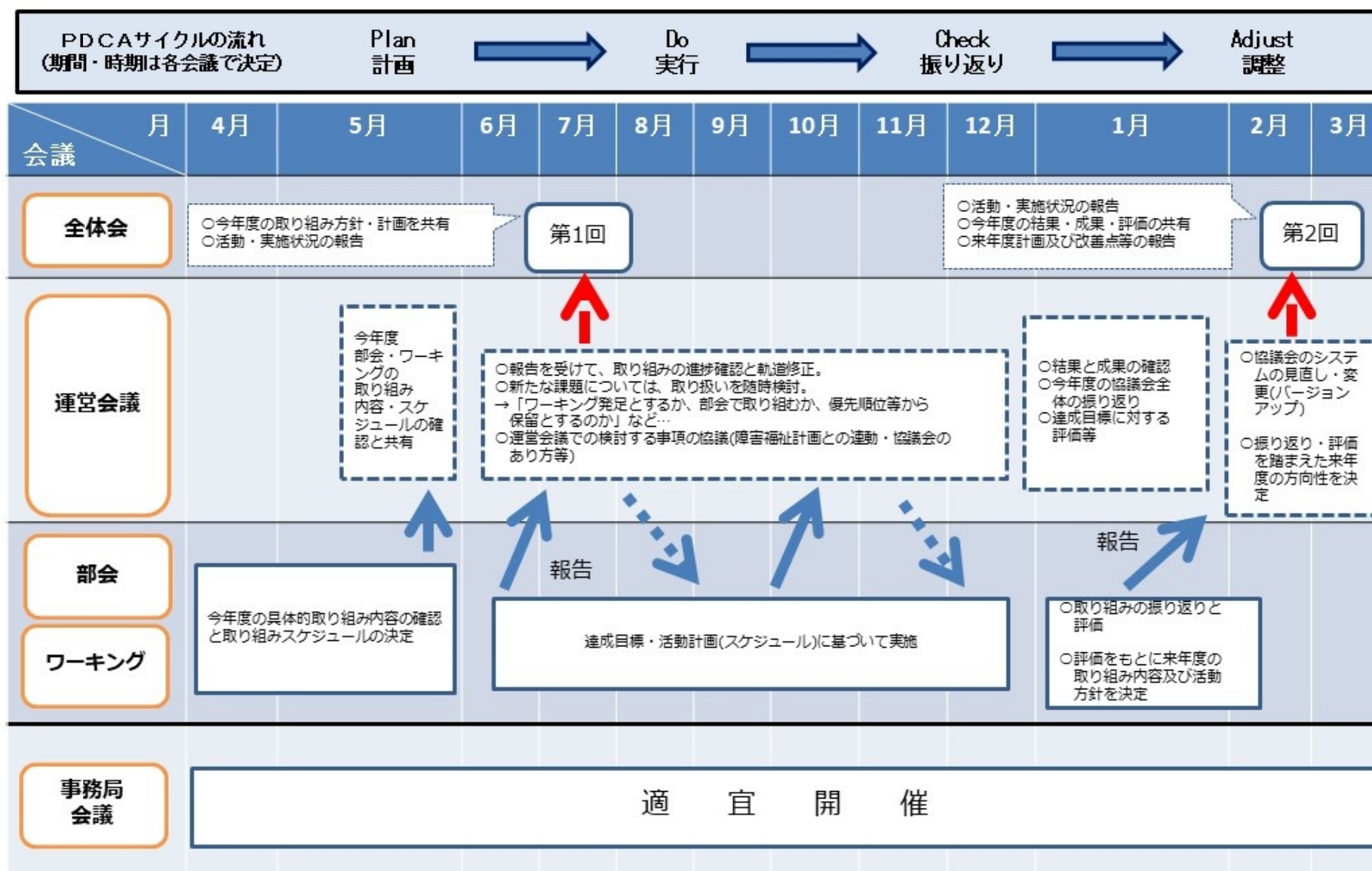
令和6年度 長岡市障害者自立支援協議会の構成



地域課題の取り組みの流れと各関係会議の役割



(参考) 協議会のPDCAサイクル



長岡市障害者自立支援協議会開催要領

(目的)

第1条 本市は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第1号に規定する事業（以下「相談支援事業」という。）その他の地域の障害福祉事業に関するシステムづくりに関し定期的な協議を行うため、長岡市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 本市が委託した相談支援事業の受託者の運営評価に関する事項
- (2) 相談支援の困難事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 本市の全域の関係機関によるネットワーク構築に関する事項
- (4) 本市の全域における社会資源の開発及び改善に関する事項
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、相談支援の充実に必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する委員で組織する。

- (1) 相談支援事業・障害福祉サービス事業関係者
- (2) 保健・医療・教育・雇用関係機関担当者
- (3) 障害者及びその家族（障害者団体関係者を含む。）
- (4) 学識経験者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、障害福祉事業の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が議長となる。

第7条 会長は、協議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

号外

KIMIOTO

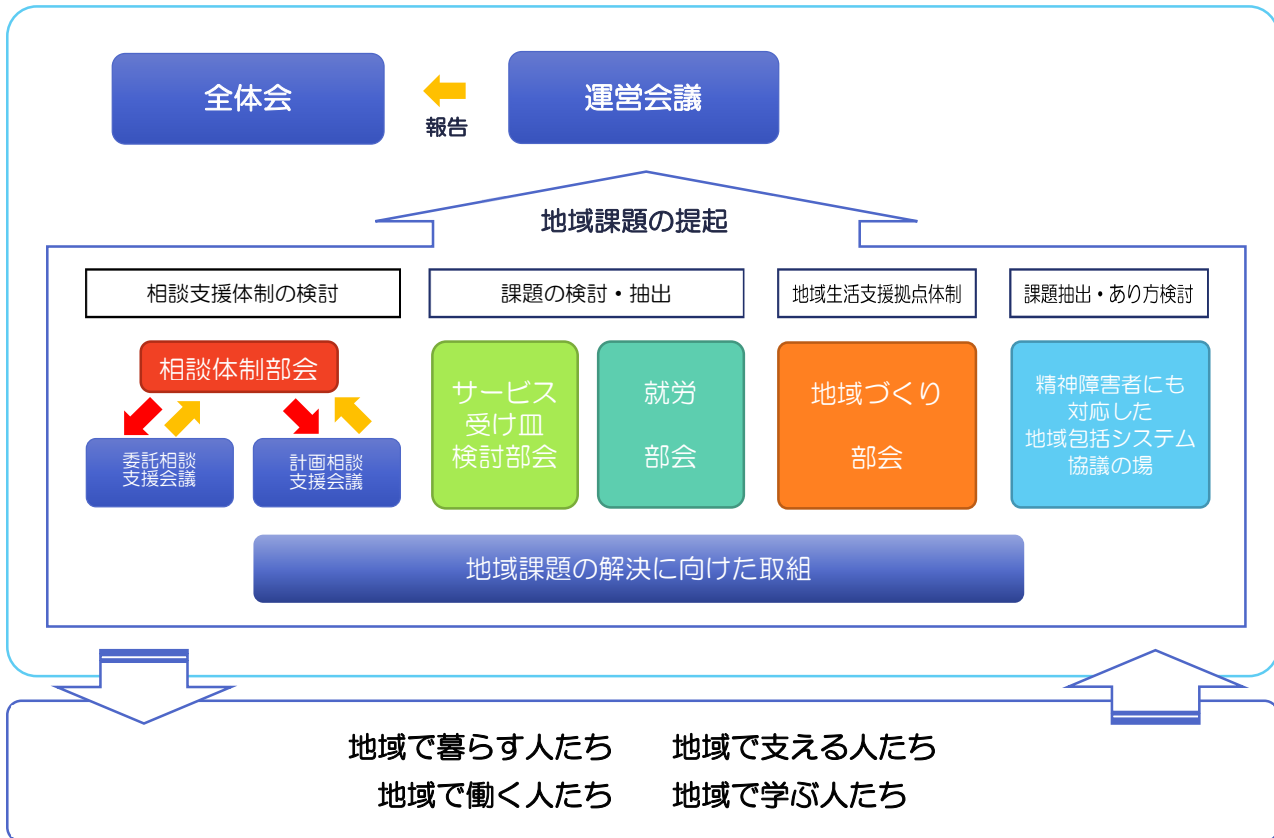
君の音に耳を傾け、共に考える

長岡市障害者基幹相談支援センター通信 号外 (2024.7)

令和5年度の長岡市障害者自立支援協議会の構成と具体的な取り組みについて報告します。

◎長岡市の障害者自立支援協議会について

障害のある人もない人も安心して暮らせる地域づくりに向けて、関係機関が連携を図りながら、市内の障害福祉の在り方について協議しています。



R5.11.29 長岡市の相談支援体制に関する情報交換会の様子

☆相談体制部会

【活動概要】

委託相談・計画相談・基幹センターの三層の役割や機能について整理し、第三層である基幹センターの周知・普及活動を行った

【成果】

- ・「情報交換会」をとおして、立場を越えた顔の見える関係づくりができた
- ・委託相談の在り方については、現在の地区担当制を継続し、今後は概ね 5 年おきに見直しを行う
- ・各層の取り組みを相互に確認し、課題を抽出した



【R6 の予定】

- ・ヒアリング等による課題の把握と検討
- ・権利擁護、生活困窮に関わる機関との意見交換
- ・障害者基幹相談支援センター改善計画の進捗確認

☆サービス受け皿検討部会

【活動概要】

強度行動障害のある方の生活介護利用促進のための、障害の理解と支援についての研修会、補助事業の活用状況の確認

【成果】

- ・行動障害等を理由に、希望通りに生活介護を利用できていなかった方が減少した (R4年度 13名→R5年度5名)
- ・補助事業の活用により支援環境の整備が進んだ (R4年度 1件→R5年度3件)

【R6 の予定】

- ・強度行動障害の基礎的な支援内容及びコンサルテーション事業の活用についての研修会
- ・研修内容の実施状況確認 (事業所訪問)



☆就労部会

【活動概要】

役割の確認と関係づくりのための関係機関の情報交換会の実施

【成果】

- ・関係機関・学校間の役割と現状を共有できた
- ・相互に相談し合える関係が構築された

【R6 の予定】

- ・就職後の連携、サービス体験利用の有効活用に向けた、実態把握と認識共有の場の開催を検討

☆精神障害にも対応した 地域包括ケアシステム協議の場

【活動概要】

精神障害のある方もない方も、自分らしい生活を送ることができるような地域づくりのための、継続的な協議

【成果】

- ・「精神障害者の地域生活を支える『医療編』」を作成し各所へ配布した
- ・協議の場の委員と地域医療との、顔の見える関係ができ、「にも包括」の発信につながった

【R6 の予定】

- ・「精神障害者の地域生活を支える『生活編』」の作成
- ・ピアサポーターによる普及啓発

☆地域づくり部会

【活動概要】

地域生活支援拠点等の整備に向けた検討

【成果】

- ・令和5年12月より、短期入所事業所の緊急時受入対応を開始した

【R6 の予定】

- ・緊急受入・対応、体験の機会・場を担う事業所の登録推進

長岡市障害者自立支援協議会事務局
(障害者基幹相談支援センター)



長岡市表町2丁目2番地21 (社会福祉センター トモシア2F)
0258-39-2362 0258-86-0220 (FAX)
n-kanan-soudan@city.nagaoka.lg.jp

令和6年度 基幹相談支援センター年間活動計画

令和6年7月1日現在

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
		PDCAサイクルの流れ (期間は各会議で設定) Plan (計画) → Do (実行) → Check (振り返り) → Adjust (調整)												
自立支援協議会	全体会				24日(水)								下旬	
	運営会議				16日(火)								中旬	
	相談体制部会			18日				○				○		
	委託相談支援会議 偶数月第3金曜9:30~	19日(金)		21日(金)		16日(金)		18日(金)		20日(金)		21日(金)		
	計画相談支援会議 奇数月第2火曜9:30~		14日(火) 報酬改定説明会		9日(火)		10日(火)		12日(火)		14日(火)		11日(火)	
	相談支援ミーティング 偶数月第2火曜9:30~			11日(火)		13日(火)		8日(火)		10日(火)		4日(火) ※2/11祝日のため		
	各層の合同情報交換会								○					
	就労部会		30日(木)			4日(木)								
	地域づくり部会		22日(水)			3日(水)								
	サービス受け皿検討部会				7日(金)	8日(月)								
精神障害にも対応した 包括ケアシステム協議の場		29日(水)												
相談支援事業所のヒアリング				第1回 6月~7月 ※活動方針・活動計画の提示と 事業所の実態把握								第2回 2月~3月 ※基幹センターの取り組みについ ての確認。(オンラインor書面)		
人材育成 ※主任相談支援専門員と協働	協働を伴う後方支援 (事業所個別支援)	相談支援事業所の要望に応じて実施												
	相談支援専門員研修会	・今年度の研修内容 及び方針等の確定 人材育成テーマ: みんなで教えあい支えあおう				7月 中旬 自立支援協議会 について ※協議会研修会 と合同開催			○					○
	気軽な勉強会 奇数月 第4火曜 13:30~		28日(火) 相談員のキホンを学ぼう、振り返ろう ハンドブックを用いて		23日(火)		24日(火)		26日(火)		28日(火)			
	事例検討会 偶数月 第4火曜 13:30~	事例提供は手上げ方式 事例提供者の目的や希望に応じて、 可能な限り臨機応変に実施。		25日(火)		27日(火)		22日(火)		24日(火)		25日(火)		
	子ども版気軽な勉強会 ※子ども家庭センターと協働													
	主任相談支援専門員と基幹センターの会	年2回程度開催し、必要に応じて随時開催 相談支援体制、人材育成のアイデアを確認し合う場						○					○	
障害者虐待防止センター	・障害者虐待に関する相談対応、発生時の緊急介入等 ・障害者虐待防止に関する啓発活動													

令和6年度 相談体制部会 活動方針

◇長岡市のビジョン・目指すべき姿

障害のある人もない人も安心して暮らせる地域づくりを目指す

◇長岡市における相談支援体制の目指すべき姿

障害分野だけでなく、高齢や児童、生活困窮等の他分野と連携しながら、断らない支援が提供できる相談支援体制をつくる

◇長岡市の障害分野における目指す相談支援体制

長岡市は、地域に必要とされる相談支援を不足なく効果的に届けるため、“3層型(重層的)相談支援体制”をとります。(別紙参照)

【これまでの経過】

平成31年4月に導入した委託相談の地区担当制をはじめ、市内の相談支援体制について協議する場として活動している。

令和5年度は、相談体制部会の再編を行い各層が連携できる体制を整えた。

- 1) 各層での活動報告を受け、現状や課題について共有しながら、相互に繋がり合う取り組みを意識した。
- 2) 委託相談の地区担当制について、これまでの取り組みを振り返り、従来通りの地区担当制を継続していくことが望ましいということを確認した。今後は概ね5年を目途に再検討し、見直しを図る。
- 3) 合同の情報交換会を開催し、議論の中で顔の見える関係づくりができた。
- 4) 基幹センターの改善計画について、進捗状況を確認し修正等を加えた。

【今年度の方針】

○活動方針

- ・相談支援の各層がそれぞれの立場を理解しながら、連携できる体制を強化する

○具体的な取り組み

- 1 2つの会議から報告を受け、各層の現状や課題について共有（相談体制部会）
- 2 報酬改定に伴う取り組みの共有・意見交換（計画相談支援会議）
- 3 ヒアリングの結果から出てきた課題の検討（計画相談支援会議）
- 4 障害者基幹相談支援センターの改善計画について、進捗状況を確認（相談体制部会）
- 5 地域の関係機関との連携強化に向けた取り組み
（社会福祉協議会、パーソナルサポートセンター等との意見交換）（委託相談支援会議）
- 6 その他（随時課題を抽出して対応する）

※各層ごとの取り組み

第1層…計画相談支援会議

- ・アクションプランの継続・検証
- ・相談支援に関する課題の検討
- ・相談支援事業所間の情報交換・意見交換
- ・報酬改定に伴う意見交換

第2層…委託相談支援会議

- ・ケース対応、地域づくり、社会資源の共有
- ・仕様書に基づく委託相談業務の確認
- ・相談支援事業所間の情報交換・意見交換
- ・地域の関係機関との連携強化に向けた取り組み
（社会福祉協議会、パーソナルサポートセンター等との意見交換）

第3層…障害者基幹相談支援センター

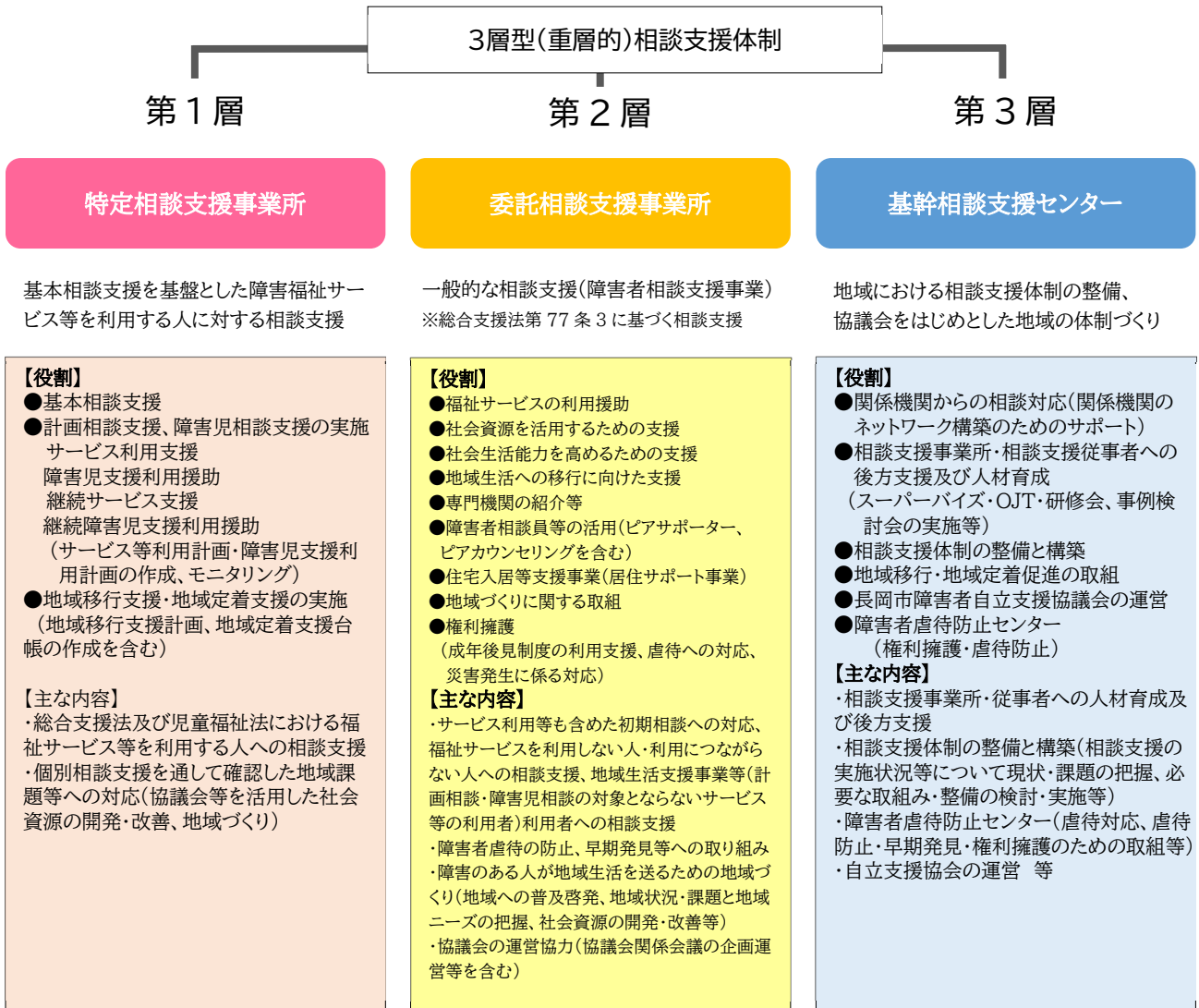
- ・発信と繋がりを意識した取り組みの継続
- ・改善計画について進捗状況の確認と評価
- ・相談支援に関する情報交換・意見交換

＜長岡市における相談支援体制のビジョン・目指すべき姿＞

障害分野だけでなく、高齢や児童、生活困窮等の他分野と連携しながら、断らない支援が提供できる相談支援体制をつくること。

○長岡市の目指す相談支援体制

長岡市は、地域に必要とされる相談支援を不足なく効果的に届けるため、“3層型(重層的)相談支援体制”をとります。



▽ポイント解説

R6年度現在で13法人15か所の計画相談支援事業所があります。うち障害児相談の事業所が12か所、地域移行・地域定着支援の事業所が6か所です。これらは全て「個別給付」に基づき提供され、契約をしたうえで支援が始まります。福祉サービスの利用に関して必要な調整等を行うこと、福祉サービス以外ではあるが、計画相談支援に必要な範囲内の基本相談を対応します。

▽ポイント解説

通称「委託相談」といい、長岡市の定める相談窓口を、社会福祉法人へ委託し、R6年度時点では4法人5事業所が窓口です。R1年度より地区担当制を導入し、住所地に身近な存在となり、各関係機関と地域づくりに取り組んでいます。福祉サービスの利用に至らない、様々な相談に応じており、ご本人だけではなく、家族全体に支援が必要なケース等が増加し、求められる内容が多岐にわたってきています。

▽ポイント解説

長岡市の基幹相談支援センターはH28年度に設置されました。業務の一部を相談支援専門員の所属する法人へ機能強化業務として一部委託を行い、官民一体で運営しています。

令和6年度 相談体制部会 検討状況報告書

令和6年6月18日 更新

部 会 員	桐樹園 棚橋様 障がい者支援センターあさひ 渡辺様 長岡療育園 西様 長岡地域振興局 藤井様 子ども家庭センター 丸山係長 長岡市福祉課 山田課長 事 長岡市福祉課支援係 大崎 事 長岡市障害者基幹相談支援センター 柴野、上山、平澤、高野、平野、大倉、 稲川 ※事は事務局
取組方針	相談支援の各層がそれぞれの立場を理解しながら、連携できる体制を強化する
具体的取組	<相談体制部会の取り組み内容> 1 2つの会議から報告を受け、各層の現状や課題について共有 2 報酬改定に伴う取り組みの共有・意見交換 3 ヒアリングの結果から出てきた課題の検討 4 障害者基幹相談支援センターの改善計画について、進捗状況を確認 5 地域の関係機関との連携強化に向けた取り組み (社会福祉協議会、パーソナルサポートセンター等との意見交換) <参考、各層ごとの取り組み> 第1層…計画相談支援会議 ・アクションプランの継続・検証 ・相談支援に関する課題の検討 ・相談支援事業所間の情報交換・意見交換 ・報酬改定に伴う意見交換 第2層…委託相談支援会議 ・ケース対応、地域づくり、社会資源の共有 ・仕様書に基づく委託相談業務の確認 ・相談支援事業所間の情報交換・意見交換 ・地域の関係機関との連携強化に向けた取り組み (社会福祉協議会、パーソナルサポートセンター等との意見交換) 第3層…障害者基幹相談支援センター ・発信と繋がりを意識した取り組みの継続 ・改善計画の遂行(進捗状況の確認と評価を、相談体制部会で実施) ・相談支援に関する情報交換・意見交換 ・地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保
開催日	相談体制部会 取組・検討内容
【第1回】 6月18日	・今年度の自立支援協議会と部会の取り組み方針について検討した。 ・具体的取り組み内容の確認 ①計画相談支援会議について ・今年度から報酬改定が実施されたので、それに伴う事業所への共有・意見交換を前期、後期2回行うこととした。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリングを実施し、その結果から出てきた課題の検討を行う。 ②計画相談支援会議について <ul style="list-style-type: none"> 地域の関係機関との連携強化に向けた取り組みとして、社会福祉協議会やパーソナルサポートセンターとの意見交換を行う。 ③障害者基幹相談支援センターの改善計画について <ul style="list-style-type: none"> スケジュールにそって随時進捗状況を報告し、委員から意見をもらうこととした。 <ul style="list-style-type: none"> ・部会内で委託相談支援会議、計画相談支援会議の取り組み内容を相互に確認し合うこととした。
今後の検討の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援の各層がそれぞれの立場を理解しながら、連携できる体制を強化する。 ・相談体制部会内で具体的な取り組みを検討する。
運営会議への伝達事項	<ul style="list-style-type: none"> ・上記同様。

令和6年度 就労部会 活動方針

【これまでの経過】

- ・平成 30 年に、就労移行支援の再利用について検討し、一度就職した人の就労移行再利用が可能な仕組み作りを行った。令和元年度は就労移行支援再利用後の状況確認として、福祉課と合同で全就労系サービス提供事業所を対象にヒアリングを実施し、福祉課主催で「就労促進連絡会」を開催した。
- ・令和 2 年度は「就労定着支援」をテーマとし、実態把握と課題抽出を行った中で、就労定着に結び付く取組みを検討し、令和 3 年度「就労パスポート」の周知と活用促進を図るため、企業向けと当事者・支援者向けのチラシを作成し、就労パスポートの活用促進に繋げた。
- ・令和 4 年度は就労移行支援事業所のほかに、就労に関する関係機関の現状を確認するために関係機関を参集した情報交換会を実施し、現状把握と課題確認を行った。その中で、関係機関の横の繋がりが弱いことと、相互の役割の理解および連携を深める必要性があることが、課題として挙げられた。
- ・令和 5 年度は就労に関する関係機関の情報を共有しながら「就労に関する関係機関 情報交換会」と「普通高校、高等総合支援学校 情報交換会」を開催した。情報交換会の中で、それぞれの役割や現状を確認しながら、顔の見える関係づくりを行うことができた。

【今年度の方針】

○活動方針

- ・障害者の就労促進に向け、障害者の就労に関する関係機関が、それぞれの役割を整理し理解した中で、相互に連携し合える関係づくりを構築する。

○具体的な取り組み

- ・就労定着支援との連携、柔軟な体験の機会、見立て・つながり方に関して、関係機関の実情を把握し認識を共有する場を持つ。

令和6年度 就労部会 検討状況報告書

令和6年7月9日 更新

部 会 員	<input type="checkbox"/> 事 相談支援センターふかさわ分室サンスマイル 永井 <input type="checkbox"/> 事 障がい者支援センターあさひ 山崎 <input type="checkbox"/> 事 長岡市福祉課障害活動係 東海林 障害支援係 川上、難波 <input type="checkbox"/> 事 長岡市産業立地・人材課 小畑 <input type="checkbox"/> 事 長岡市障害者基幹相談支援センター 平澤、高野、稲川 ※ <input type="checkbox"/> 事は事務局
取組方針	障害者の就労促進に向け、障害者の就労に関する関係機関が、それぞれの役割を整理し理解した中で、相互に連携し合える関係づくりを構築する。
具体的取組	・就労定着支援との連携、柔軟な体験の機会、見立て・つながり方に関して、関係機関の実情を把握し認識を共有する場を持つ。
開催日	取組・検討内容
【第1回】 令和6年 5月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡市障害者自立支援協議会について確認。 ・昨年度の活動内容の振り返りと今年度の活動方針について検討。
【第2回】 令和6年 7月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回就労部会の振り返りと今年度の取り組み内容について確認。 ・具体的取組の実施に向けて、現状確認と課題を整理するため、就労定着支援事業所を部会員として参集する方向となった。
今後の検討の方向性	就労定着支援事業所を部会員として参集する。具体的取組について新たに加わる部員の意見も踏まえて検討を進める。
運営会議への伝達事項	特になし。

令和6年度 地域づくり部会 活動方針

【これまでの経過】

長岡市における地域生活支援拠点等の整備について、平成 29 年度より検討を開始。『多機能拠点』と『面的整備』の併用整備型を目指してきた。

昨年度、緊急時の受入れ・対応について整備を進め、12 月より事業（短期入所事業所での緊急時受入れ）がスタートした。利用者について、現在は短期入所事業所の緊急時受入れのため登録制とし随時の申請受付としている。そのなかで申請者の特性や短期入所事業所の体制等によりマッチングが進みづらい状況があるため、これを課題とし、緊急時の受入れ・対応機能について、より一層のサービスの拡充を図っていく方向とした。

そのために緊急時の受入れ事業所を拡大させ、他のサービス提供事業所においても事業所の拠点登録を進め、緊急時の受入れ体制について強化していく。また他の機能（地域移行に係る体験等）についても資源等を確認し長岡市の体制を整備すること、これにより充足しない部分について、あり方を検討していく。

【今年度の方針】

○活動方針

地域生活支援拠点等の機能について、その整備を推進するとともに機能の拡充充実を図る。

- ～緊急時の受入機能の拡充
- ～地域移行に向けた体験の機会・場の機能の整備
- ～地域生活支援拠点等の事業所の相談連携体制を作る
- ～地域移行に向けた体験の機会・場の機能の創設を検討

○具体的な取り組み

- ・緊急時の受入・対応を行う事業所（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援・自立生活援助・地域定着支援・生活介護・自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労選択支援等）の拡充を目指し体制を整備するにあたり、現在の地域生活支援拠点等に関する要綱等について確認、その方向性や内容を検討し整備を行う。
- ・地域移行に向けた体験の機会・場を整備するために、事業所（日中系サービス、地域移行支援、施設入所支援等）に地域生活支援拠点等として機能を担ってもらえるよう整備し、周知を行うとともに拠点としての位置づけを目指す。
- ・拠点等として位置付けられている事業所間で相談連携体制をつくるために、事業所間の情報交換会の開催を検討する。
- ・地域移行に向けた体験の機会・場について、上記資源に加え地域生活における単身生活を体験できる場について、協議を進める。

令和6年度 地域づくり部会
検討状況報告書

令和6年7月8日更新

部 会 員	<p>ながおかホーム 矢尾板センター長</p> <p><input type="checkbox"/> 事 相談支援センターふかさわ 稲川</p> <p><input type="checkbox"/> 事 障がい者支援センターあさひ 三上</p> <p><input type="checkbox"/> 事 長岡市福祉課障害支援係 菫沢</p> <p><input type="checkbox"/> 事 長岡市障害者基幹相談支援センター 柴野、上山、平澤、高野、平野、稲川、大倉</p> <p style="text-align: right;">※<input type="checkbox"/> 事は事務局</p>
取組方針	行政から進捗状況等の報告を受けながら、地域生活支援拠点等の機能について、その整備を推進するとともに機能の拡充充実を図る。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の受入・対応を行う事業所（訪問系、通所系）の拡充を目指し体制を整備するにあたり、現在の地域生活支援拠点等に関する要綱等について確認、その方向性や内容を検討し整備を行う。 ・地域移行に向けた体験の機会・場を整備するために、事業所（日中系サービス、地域移行支援、施設入所支援等）に地域生活支援拠点等として機能を担ってもらえるよう整備し、周知を行うとともに拠点としての位置づけを目指す。 ・拠点等として位置付けられている事業所間で相談連携体制をつくるために、事業所間の情報交換会の開催を検討する。 ・地域移行に向けた体験の機会・場について、上記資源に加え地域生活における単身生活を体験できる場について、協議を進める。
開催日	取組・検討内容
<p>【第1回】</p> <p>令和6年 5月22日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動方針及び活動内容について確認した。 ・昨年度末に厚労省より発出された「地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について」にて内容を共有し、拠点における市町村の位置づけ方法について確認しあうとともに、今後サービス提供事業所に提示していくこととした。 ・今後の拠点整備にあたり、上記通知や令和6年度の報酬改定にそった整備を進めていくために長岡市の要綱について検討協議を行った。 ・情報共有として、現在の進捗状況、コロニー白岩の里について、他市町村の拠点状況について確認しあった。
<p>【第2回】</p> <p>令和6年 7月3日</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱及び地域生活支援拠点等運営手引きの第2版について内容を確認した。 ・サービス提供事業所への拠点の周知について検討した。説明会等については、各事業所の反応を見ながら適宜開催することとし、その場合には部会にて協議する。事業所への個別に訪問しての説明等は今後随時行っていくこととした。 ・体験の機会・場について、県外他市の取り組み事例を共有し、その後に長岡市においてあったら良いと思うサービスについて意見交換をした。
今後の検討の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の拡充を進めていく。その際に適宜説明会等を行い、周知や協力を依頼していく。 ・体験の機会・場について、ニーズ等含め情報収集を行いつつ内容について協議していく。

運営会議へ
の伝達事項

・地域生活支援拠点等実績報告について、別紙参照

長岡市地域生活支援拠点等事業の実施状況

(令和6年4月～令和6年7月の実績)

①緊急時の受入・対応

○登録者	6名
○登録予定者	16名
・短期入所事業所決定者	1名
・短期入所事業所見学・体験中	15名

※短期入所事業所決定者1名は今後事務作業を経て本登録予定。

※受け入れ短期入所事業所：4事業所

②地域生活支援拠点等の事業所登録状況

○短期入所事業所	13事業所
----------	-------

※現在登録事業所は短期入所事業所のみであるが、今後他の機能を担う事業所等の登録増を図る。

令和6年度 サービス受け皿検討部会 活動方針

【これまでの経過】

行動障害のある方が生活介護の利用を希望しても結びつかないという地域課題の解決に向け、令和3年度に部会を立ち上げ、意見出しを行った。

令和4年度、行動障害のある方の受け入れが進むように、長岡市独自の補助金事業（施設設備の環境整備、体験通所の受入れ）が創設され、部会でその活用状況を確認してきた。また、支援者を対象にしたスキルアップ研修を部会で主催した。令和5年度もそれらの取り組みを継続した。

その結果、強度行動障害について基本的な知識や支援の考え方を、地域の支援者同士で学び合うことができた。また、補助金事業の申請件数も増加にもつながった。希望通り生活介護を利用できない方は減少傾向ではあるが、まだ課題解決には至っていない。

【今年度の方針】

○活動方針

長岡市全体で、強度行動障害の有無や程度を問わず、ご本人やご家族が希望に応じて生活介護等の福祉サービスを利用できる体制を作っていく。

○具体的な取り組み

- ・長岡市福祉課と協力し、相談支援事業所等に聞き取りを行い、希望通り生活介護の利用ができずに困っている方の把握を行う。
- ・行動障害の方を受け入れた際の費用助成
長岡市独自の補助金事業について、その活用状況を確認していく。
次年度以降の補助金事業に関して、部会としての意見を長岡市へ伝える。
- ・強度行動障害支援者研修会の実施
強度行動障害のある方がより良い支援を受けられるようにするため、研修会を実施して、強度行動障害に関する基礎知識や本人に合った支援方法を、支援者が学べるようにする。また、その中で、市内の支援者間の情報交換・意見交換の機会を作り、支援体制のネットワーク構築につなげる。
- ・研修会の成果が事業所へフィードバックされているかの確認
研修会の参加者が所属するサービス提供事業所等へ部会メンバーが訪問し、研修会の内容がどのように事業所の取り組みに反映されているか聞き取りを行う。

**令和6年度 サービス受け皿検討部会
検討状況報告書**

令和6年7月9日更新

部 会 員	みのわの里 更生園 菊池園長 みのわの里 工房ますがた 関園長 事 障害者相談支援センターとちお 上村 事 相談支援センターふかさわ分室サンスマイル 矢澤 事 長岡市福祉課 山田課長 事 長岡市福祉課障害支援係 大崎、小林、高橋 事 長岡市福祉課ひきこもり相談支援室 小川 事 長岡市障害者基幹相談支援センター 高野、和田、大倉 ※事は事務局
取組方針	長岡市全体で、強度行動障害の有無や程度を問わず、ご本人やご家族が希望に応じて生活介護等の福祉サービスを利用できる体制を作っていく。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・希望通りに生活介護等のサービスを利用できない方の把握 ・長岡市強度行動障害者受入促進事業補助金について、今年度の活用状況の確認と、次年度以降の在り方への提言 ・長岡市強度行動障害支援者研修会の実施 ・研修会の成果が事業所へフィードバックされているかの確認（事業所訪問等）
開催日	取組・検討内容
【第1回】 令和6年 6月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度の活動方針と、具体的な取り組みを検討した。 ・研修会について、強度行動障害の基礎的な理解と、新潟県強度行動障害地域支援力強化事業（コンサルテーション）の活用をテーマに、今年度2回開催することとした。
【第2回】 令和6年 7月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度を実施する研修会の候補日を選定した。 ・行動面に課題があり希望通りにサービス利用できない方を把握するため、その調査票原案について意見出しを行った。
今後の検討 の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会の開催に向けて、調整作業を進めていく。 ・市内の相談支援事業所に調査を依頼する。その結果から実態の把握を行い、今年度の具体的な取り組みに反映する。
運営会議へ の伝達事項	<ul style="list-style-type: none"> ・上記同様。

令和6年度 精神障害にも対応した 地域包括ケアシステムの協議の場 活動方針

【これまでの経過】

令和3年3月より協議の場へ移行し、6つの構成要素(医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労など)、地域の助け合い、普及啓発(教育など))を軸に現状確認や課題の洗い出し、整理を実施してきた。当事者と家族会を委員に迎え、今までの検討内容をもとにまずは医療の課題に取り組み、「精神障害者の地域生活を支える『医療編』」を作成し、関係機関へ配布した。合わせて、令和5年度は、精神科病院病棟のスタッフに対し、精神障害者が地域で生活していくにあたりどのようなサービスが受けられるのか、地域資源を説明した。

【今年度の方針】

○活動方針

- ・目指すべき姿「精神障害者の退院後1年以内の地域における生活日数の平均を 325 日以上とし、自分らしい生活をおくることができる地域」を作っていくため、必要な協議を進めていく。

○具体的な取り組み

①長岡市の地域アセスメントのまだ検討していない「**住まい**」、「**地域の助け合い**」、「**社会参加(就労など)**」、「**普及啓発(教育など)**」の4つの項目から、長岡市の地域アセスメントを行い、現状を理解し合った上で、今後の取り組みを検討し、検討したものについて取り組んでいく。

②精神障害者の地域生活を支える「生活編」の作成・・・令和7年度末までに

③小中学生への普及啓発(ピアサポーターによる講座)・・・毎年実施

④長岡市の精神障害者長期入院患者について、地域移行に関する実態の把握(障害基幹として取り組み、協議の場で説明する)・・・令和6年度末までに

令和6年度 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場 検討状況報告書

令和6年6月28日更新

部 会 員	希望の会福祉会(ピアスタッフ) 大平様 希望の会福祉会(家族) 江口様 希望の会福祉会 森田様 田宮病院 菊入様 越路ハイム地域生活支援センター 中野様 相談支援事業所 クオリード 池内様 県立精神医療センター 高木様 長岡地域振興局 古川様 長岡市福祉保健部健康増進課 三五様 事長岡市福祉課障害活動係 清水、障害支援係 岡部 事長岡市福祉課障害者基幹相談支援センター 柴野、上山、平野、大倉、高野 ※事は事務局
取組方針	「精神障害者の退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325日以上とし、自分らしい生活をおくることのできる地域」を作っていくため、必要な協議を進めていく。
具体的取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年3月より協議の場へ移行し、6つの構成要素（医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労など）、地域の助け合い、普及啓発（教育など））を軸に現状確認や課題の洗い出し、整理を実施してきた。当事者と家族会を委員に迎え、今までの検討内容をもとにまずは医療の課題に取り組み、「精神障害者の地域生活を支える『医療編』」を作成し、関係機関へ配布した。合わせて、令和5年度は、精神科病院病棟のスタッフに対し、精神障害者が地域で生活していくにあたりどのようなサービスが受けられるのか、地域資源を説明した。 ・ 令和6年度は、精神障害者の地域生活を支える「生活編」の作成、普及啓発として小中学生を対象としたピアサポーターによる講座、長岡市の精神障害者長期入院患者について、地域移行に関する実態の把握に取り組む。
開催日	取組・検討内容
【第19回】 令和6年 5月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第18回の振り返りを行い、令和6年度の取り組みと方向性、年間のスケジュールを確認した。 ・ 第18回で実施できなかった「住まい」「地域の助け合い」「社会参加（就労など）」「普及啓発（教育など）」の4つの項目を再アセスメントを実施。現状を共有した上で、今後の取り組みについて、事務局から提案をし、事務局案のとおり、今年度取り組むことになった。 ・ 令和6年度は、本協議の場として取り組むこととして、①精神障害者の地域生活を支える「生活編」の作成、②普及啓発として小中学生を対象としたピアサポーターによる講座とする。長岡市の精神障害者長期入院患者について、地域移行に関する実態の把握について、障害者基幹相談支援センターの業務として実施し、本協議の場へ報告することとする。
今後の検討の方向性	・ 次回、精神障害者の地域生活を支える「生活編」の作成に向けて、各委員からどのような情報や項目を入れるのか、検討していく。

運営会議への
伝達事項等

・特になし。

日中サービス支援型指定共同生活援助【事業計画・定期】に対する評価について

1 長岡市障害者自立支援協議会での評価

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、市が設置する協議会等に対し、定期的に（年1回以上）事業の実施状況等を報告し、当該協議会等から評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされています。

また、県知事が必要と認める場合には、事業所の指定にあたり、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を県知事に提出するものとされています。

長岡市においては、この協議会等は長岡市障害者自立支援協議会を指します。

(指定基準省令 第213条の10、解釈通知4(3)④)

【日中サービス支援型指定共同生活援助事業者による資料提出及び説明について】

○事業者が運営方針や活動内容等を説明しますので、別添確認書を参考に評価し、要望や助言をお願いします。

《参考》

- 「日中サービス支援型共同生活援助」とは、障害者の重度化・高齢化に対応するため平成30年度に創設された共同生活援助の新たな類型であり、短期入所を併設し地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとされており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されています。
- 対象者は、日中活動サービス等を利用することが困難な利用者に対して常時の支援体制を確保した上で、共同生活住居において日常生活の支援を行うものであることから、常時の介護を要する状態にある者等を想定するものです。
- 報酬については、日中をグループホームで過ごす場合と、日中活動サービス等を利用する場合の2つの基本報酬が設けられています。1日単位で選択する仕組みですので、個別支援計画に基づき適切に運用しなければなりません。加算については、介護サービス包括型と比較すると、算定できないものがあります。

日中サービス支援型指定共同生活援助【事業計画・定期】に対する評価確認書

日中サービス支援型指定共同生活援助【事業計画・定期】に対し、以下の項目について重点的に評価し、要望や助言をお願いします。

	チェック		確認項目	説明
	クオリロード	ソーシャル インクルー		
日中サービス支援型に対する理解	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	日中サービス支援型指定共同生活援助の趣旨を理解しているか	本類型は障害の重度化・高齢化に対応するために設けられた類型である。重度障害者や高齢障害者の受入を前提としている。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	他の類型(介護サービス包括型・外部サービス利用型)との違いを理解しているか	他の類型とは報酬にも違いがあり、総合的に比較したうえで日中サービス支援型を選択しているか。
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	日中活動について、住宅外の社会資源を利用することを促しているか	利用者の生活が事業所の都合で住宅内で完結したものにならないように可能な限り日中は住宅外で活動してもらうべきであることを理解しているか。 入居(予定)者の必要に応じて、外出支援の利用を促しているか。
本サービス類型による指定の必要性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	他の類型ではなく、日中サービス支援型による指定を必要とする理由があるか	外部の日中活動サービスを利用できず、日中を住宅内で過ごさざるを得ない入居(予定)者がいる等。
住居内で提供するサービス	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	日中サービスを提供するための人員、必要な場所や設備を備えているか	どのような日中サービスを提供(予定)するか、それに必要な人材確保、スペース・設備の確保ができているか。
地域生活支援	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	入居者が充実した地域生活を送れるよう地域との交流に繋がる取り組みがある(予定)か。	入居者が充実した地域生活を送ることができるよう外出や余暇活動等の社会生活上の支援に努めなければならないと定められている。外出支援の利用が個々のニーズに応じて考えられているか。